

JU 関連協内クレーム延長規定

(令和 8 年 2 月 1 日改定)

- ・ 適応会場 関連協全ての会場
(東京 埼玉 神奈川 千葉 茨城 栃木 群馬 長野 新潟 山梨)
- ・ クレーム期限 到着翌日 17 時
(翌日が休業日に当たる場合は次の営業日を期限とする)
- ・ 最大延長 落札日を含めて 21 日

- ① 申請は各会場落札日を含む 5 日後 17 時までとする
 - ② 延長対象地域はすべての都道府県とし国内限定とする。輸出目的のためのヤード等への搬出は対象外となります
 - ③ 提出頂く陸送業者 (業務用ナンバーを取得した事業者) の確認書 (受注書・注文確認書・陸送依頼書など) に基づき会場で確認することがある。自社において搬出された車両については延長の対象外とする
 - ④ 該当車両が他の AA において複数回出品された場合、および他の AA などにおいて落札された場合はクレーム延長を無効とする
 - ⑤ 書類・備品などのクレーム期間は各会場のルールとする
 - ⑥ 各会場の搬出期限までに搬出された車両を対象とする
 - ⑦ 延長申請の申告内容に虚偽があった場合は延長対象外とする
 - ⑧ 陸送業者その他の要因による止む無い遅延再延長は個別に協議する
- ※本件はブロックとして中販連統一規約を補完するものであり、先ずは中販連規約を優先する。疑義のある場合は各会場の判断とする